

9月 教育長 教育行政報告

令和6年

- 8月17日(土) 第18回甲賀市長杯軟式野球交流大会
- 18日(日) 甲賀市平和祈念戦没者追悼式
語り継ぐ平和への思い-広島平和記念事業報告会と
被爆体験伝承講和会-
- 19日(月) 北島隆三選手表敬訪問
令和7年度国・県施策に対する要望
- 20日(火) 自由民主党滋賀県議会議員団 甲賀市政務調査会
- 21日(水) 第1回甲賀市スポーツ推進審議会
- 22日(木) 第3回滋賀県学校給食主食供給協議会
第2回甲賀市環境未来都市推進本部会議
第2回甲賀市行政改革推進本部会議
第2回甲賀市男女共同参画本部会
- 23日(金) 第3回甲賀市議会定例会(第1日)
- 24日(土) 新穀献納行事抜穂祭
第6回あいの土山ピアノコンクール チャレンジコース本選
和太鼓サウンド夢の森2024
夏の音展 前夜祭
- 25日(日) 第6回あいの土山ピアノコンクール 演奏家コース予選
学校大改修2024 MAINICHCRAFT
- 26日(月) パナソニック松愛会滋賀支部より車椅子受領
- 27日(火) 中学生国際交流事業 韓国利川市壮行会
- 8月28日(水) 社会教育指導員の会議
- 30日(金) 第10回甲賀市教育委員会臨時会
- 9月 2日(月) 部長会議
第3回甲賀市議会定例会(第2日)
- 3日(火) 第3回甲賀市議会定例会(第3日)
- 4日(水) 第5回学校経営等協議会
第3回甲賀市議会定例会(第4日)
- 5日(木) 第3回甲賀市議会定例会(第5日)

- 6日(金) 第3回甲賀市議会定例会(第6日)
- 7日(土) 滋賀県民総スポーツの祭典(ボッチャ)
みなくち子どもの森 秋の森の音楽祭
- 8日(日) 小学校運動会(多羅尾小)
関西女子サッカーリーグ 第7節 SASAYURI FC
SHIGA
- 9日(月) 国スポ・障スポ協賛企業(トヨタ紡織滋賀株式会社、日本発条
株式会社、滋賀中央森林組合) 感謝状贈呈
総合計画本部会議
事業執行安全管理審査委員会
- 11日(水) 第11回教育委員会委員協議会
- 13日(金) 市町村教育委員会研究協議会
- 14日(土) 第20回甲賀市長杯グラウンドゴルフ大会
滋賀県民総スポーツの祭典(フライングディスク)
甲賀市人権教育研究大会
じんけんフェスタKOKA2024
- 15日(日) ピアノリレーコンサート2024
- 17日(火) 部長会議
- 18日(水) 第5回校務運営等協議会
事業執行安全管理審査小委員会
京都国際高校野球部(石田煌飛選手、西村一毅選手、
大山遥飛マネージャー)表敬訪問
- 21日(土) 甲賀看護専門学校 学校祭
甲賀市フェス2024
- 22日(日) あいの土山宿場まつり
- 24日(火) 第77回滋賀県民スポーツ大会 ゴルフ競技 表彰式
- 25日(水) 第3回甲賀市議会定例会(第7日)
第11回甲賀市教育委員会定例会

令和 6 年第 3 回甲賀市議会定例会（9 月）提出議案（教育委員会関係）の結果について

1. 決算案件

(1) 令和 5 年度甲賀市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

《甲賀市議会 議案第 5 3 号》

歳出（全体） 44,393,619,331 円

うち教育委員会所管分 4,793,603,644 円

【原案のとおり認定】

2. 補正予算案件

(1) 令和 6 年度甲賀市一般会計補正予算（第 2 号）

《甲賀市議会 議案第 7 4 号》

歳入 300 千円 歳出 25,300 千円

【原案のとおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

- 寄付金 300 千円

【歳出予算の補正】

- 図書館サービス事業 300 千円（寄附 300）

1 法人からいただいた図書購入寄附金を財源として、土山図書館の
図書を購入

- あいの土山文化ホール運営補助事業 600 千円（寄附 600）

1 法人からいただいた地域活性化寄付金を財源として、鈴鹿馬子唄
学習塾の追加開催及び学習塾用の備品購入に要する経費を追加

- 文化振興推進事業 2,300千円（寄附 2,300）
 - 1 法人からいただいた地域活性化寄附金を財源として、「あいの土山ピアノコンクール」の最優秀賞受賞者とプロピアニストが共演する演奏会を開催するための経費を追加
- 文化施設維持補修事業 500千円（寄附 500）
 - 1 法人からいただいた地域活性化寄附金を財源として、あいの土山文化ホールの音響機器を購入
- あいの土山マラソン開催負担金事業 1,600千円（寄付 1,600）
 - 1 法人からいただいた地域活性化寄附金を財源として、完走メダルの購入およびランナーへのおもてなしを実施するための経費を追加
- 学校給食事業 20,000千円（一財 20,000）
 - 食料品価格が高騰する中、子育て世帯の経済的負担を増やすことなく、小中学校において、質や量を保った給食の提供を継続するために必要となる経費を増額

3. 一般質問

別紙1のとおり

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
2	4番 木村 眞雄 議員	【1、2：一問一答】 《第1日》 (2/5)		
	1. 本市における「学びの多様化」の取り組みについて	①. 「多様な学び」の概念をどのようにとらえているか。 ②. 近代学校の意義と課題について見解を伺う。 ③. 公教育における多様な学びをどのように保障するのか。 ④. 「学びの多様化推進室」ではどのような取り組みがなされているのか伺う。 ⑤. 4月から開設されたスペシャルサポートルーム（SSR）の運営状況について伺う。 a. その設置目的・意義は何か。 b. 環境整備はどのようにされているか。 c. 個別のサポート計画（アセスメント）はあるか。 d. どのような学習支援がされているのか。 e. ケアサポーターはどのような人たちか。またカウンセリングマインドを学ぶ研修等は予定されているか。 ⑥. 将来的にはSSRを中学校にも設置する考えはあるか。 ⑦. フリースクールと学校との連携は。 ⑧. SSR事業の今後の計画について伺う。	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12	①. 教育長 ②. 教育長 ③. 教育長 ④. 教育部長 ⑤-a. 教育部長 ⑤-b. 教育部長 ⑤-c. 教育部長 ⑤-d. 教育部長 ⑤-e. 教育部長 ⑥. 教育部長 ⑦. 教育部長 ⑧. 教育部長
	2. 学校および公園の遊具の整備について	〈学校遊具の整備について〉 ①. 令和5年7月の学校遊具点検を受けて12月定例会で「計画的に修繕、更新を進めていく」との答弁があったがその後の進捗状況を伺う。 ②. 点検時での修繕可能or撤去の判断基準はどのようなものか。 ③. 使用不可の内、修繕可能および撤去予定の遊具数はそれぞれ何基か。 ④. 遊具補修について、補修枠として予算を確保するよう調整することだったができていないか。 ⑤. 具体的な整備計画では鉄棒・雲梯・登り棒などを最優先とあるが、ジャングルジムやブランコは対象に入るのか。 ⑥. 改めて今後の整備計画について伺う。	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6	①. 教育部長 ②. 教育部長 ③. 教育部長 ④. 教育部長 ⑤. 教育部長 ⑥. 教育部長
4	13番 小倉 剛 議員	【2：一問一答】 《第1日》 (4/5)		
	2. 熱中症対策の推進について	⑥. 市内スポーツ施設での対策及び水分補給は。	11-6	⑥. 教育部長
6	10番 岡田 重美 議員	【2：一問一答】 《第2日》 (1/4)		
	2. 学校給食費の無償化について	①. 給食費の無償化に踏み切るべきではないか。中学校からなど段階的に無償化を進めてはどうか。	15	市長
8	3番 西山 実 議員	【分割】 《第2日》 (3/4)		
	2. 第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）について	①. 各学区から示された再編検討協議会報告は、どのように生かされるのか、地域での議論経過を尊重することを大前提に進める必要があるのではないかと。 ②. 閉校後の住民の減少についての認識を伺う。 ③. 歴代の教育長も重視してきた特認校、「少人数のよさ」について、どのように総括されているのか、また認識されているのか、存続の考えを伺う。	22	教育長
	3. 児童・生徒の視力低下に歯止めを	①. 甲賀市の児童・生徒の視力の傾向はどうか、視力の低下傾向について認識を伺う。 ②. タブレット端末を利用する際のガイドラインは遵守されているのか、持ち帰りの場合も含めて、現場でどのような指導がされているのか伺う。 ③. 甲賀市でスマートフォンを持っている児童・生徒はどれくらいか、近視にならないための対策について伺う。	23-1 23-2	①. 教育長 ②. 教育部長 ③. 教育部長
10	24番 橋本 律子 議員	【1：分割】 《第3日》 (1/4)		
	1. オール甲賀に向けたさらなる刷新を	②. 小中学校再編協議の再検討・見直しについて、地域への具体的案を示され、年次的集約も視野に入れる考えは。 ③. 特認校の現状と今後。集約化の考えは。 ④. 市内5か所の図書館の今後について、市民サービスの低下にならない複合化や官民連携運営への運用は。 ⑤. 自治会の所有する歴史的資料の有効的保存事業の今後。区運営の弱体化が課題。保管・選択の時期も含み検討が必要であるが。	30-2 30-3	②③教育長 ④⑤教育部長
11	12番 奥村 則夫 議員	【1：一問一答】 《第3日》 (2/4)		
	1. わたSHIGA輝く国スポ・障スポに関することについて	①. 施設整備について ②. 関わる人として、どのような人を想定し、確保しているのか伺う。 ③. ボランティアの競技運営、歓迎・おもてなし、広報の期待人数と募集人数200人程度については延べ人数としての人数なのかを伺う。 ④. ボランティア募集の現状を伺う。 ⑤. 今後の対応と区・自治会への要請はどうか伺う。	32-1 32-2 32-3 32-4 32-5	①. 教育委員会事務局理事 ②. 教育部長 ③. 教育部長 ④. 教育部長 ⑤. 教育部長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
12	2番 福井 進 議員	【分割】 《第3日》 (3/4)		
	4. こどもたちにより良い教育環境の提供をめざして	①. 小中学校再編計画の中の「極めて小規模な小学校」の対象校とは。 ②. 複数学級でクラス替えが可能になることは、重要だと考える。再編をしない中学校でも考えているのか伺う。 ③. 大野・佐山・雲井小学校の3校を「保幼小一貫校」として「統合すること」についての見解。 ④. 「学校選択制」についての見解。 部活動や人間関係等隣接学区等の制約 ⑤. 小学校再編に対する見解	37-1 37-2 37-3	①②教育部長 ③④教育長 ⑤市長
13	7番 西田 忠 議員	【一問一答】 《第3日》 (4/4)		
	1. 「食」を活用した地域活性化について	5. 甲賀市ではすでに地元の食材を使った給食メニューなど食育の推進を進めている。今後の展開は。	38-5	5. 教育部長
14	22番 谷永 兼二 議員	【一問一答】 《第4日》 (1/4)		
	1. 第4期教育振興基本計画策定にあたり基本理念と特色ある学校づくりについて	①. 未来を見据えた持続可能な社会の創り手の育成について、今後必要とされる人材とは。 ②. 日本社会に根差したウェルビーイングという新しい考え方が示されているが、所見は。 ③. 次期甲賀市教育振興基本計画策定の基本的な考え方は。 ④. 当計画の基本理念は。 ⑤. これからの学校教育に求められていることは。 ⑥. 次の教育施策の成果と課題について伺う。 学校教育・青少年の健全育成 児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成 グローバル社会で活躍できる児童・生徒の育成 小中連携・一貫教育の推進 いじめ対策への取り組み強化 地域学の推進と特色ある学校づくり 将来を見据えた適正な学校教育環境の整備 ICT機器の導入等教育設備の充実 安心安全な学校給食の提供 教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進 教職員の働きやすい環境づくり スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実 ⑦. 特色のある学校づくりとは。 ⑧. 国際バカロレア教育の認識は。 ⑨. 第4期教育振興基本計画策定は国、県の教育振興計画を参酌されると思うが、甲賀市の独自性は盛り込まれるのか	40-1 40-2 40-3 40-4 40-5 40-6 40-7 40-8 40-9	①教育長 ②教育長 ③教育長 ④教育長 ⑤教育長 ⑥教育部長 ⑦教育部長 ⑧教育部長 ⑨教育長
17	5番 北田 麗子 議員	【1、2：分割 3：一問一答】 《第4日》 (4/4)		
	1. シグナル・フォー・ヘルプの周知について	3. 教育現場で子どもが声に出して助けてと言えない状況は程度の大小に関わらず発生しているものではないか。ハンドサインを周知し場面に応じて活用していくことは有効であると考えがいかがか。	47-3	3. 教育長
	2. 水難事故防止対策の令和5年度取り組み状況について	1. 令和5年度から令和6年度にかけて、予算も含め水難事故防止対策についての計画はどうだったか。 2. 今年度、計画通り実施されたか。 3. 所見と課題、今後の展望は。 ①. 指導者の育成。指導者と指導者の指導 ②. 子育て世代保護者の認識 4. 甲賀消防・甲賀警察との連携は。 5. 市全体としての意識向上に向けて。	48-1 48-2 48-3 48-4	1、2. 教育部長 3-①②. 教育長 4. 副市長 5. 市長
	3. ラーケーションにみる「休み方改革」について	1. 子ども視点・教育者視点でみるラーケーションについての認識と影響について。	49-1	1. 教育長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
----	------	------	------	-------

(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例 (骨子) のパブリック・コメントの結果について

1. パブリック・コメントの実施結果

令和6年8月1日(木)から令和6年8月30日(金)までパブリック・コメントを実施した結果、2名の方から2件の意見がありました。内容の修正はありません。(次ページ参照)

2. 条例骨子について

別冊のとおり

3. 今後のスケジュール

年月日	検討組織等	内容等
R6.9.17	部長会議	パブリック・コメントの実施結果および条例骨子について報告
R6.9.25	教育委員会定例会	
R6.9.25	文化のまちづくり審議会	
R6.10	厚生文教常任委員会	
R6.10	議会全員協議会	
R6.12		議会上程
R7.4		条例施行

(仮称)甲賀市文化芸術振興条例(骨子)のパブリック・コメントの実施結果について

意見募集期間 令和6年8月1日(木)から令和6年8月30日(金)までの30日間

意見提出者数 2名 意見件数 2件

意見番号	条例(骨子)分類	いただいた意見(要約)	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
1	全体	<p>以前からの人口減少、高齢化に加えてコロナ禍で祭事行事の休止などにより、地域に伝わる伝統芸能の衰退がより加速した感覚はある。伝承されてきた伝統芸能は伝えていこうとした先人たちの努力の結晶であり、一度絶えると復活には困難なものがある。</p> <p>京都祇園祭の四条傘鉾の踊りも瀧樹神社のケンケト踊りを参考にして復活したとのこと。伝承することで、中世から続く所作や息遣いなどを通じて現代の自分らと室町時代とが「繋がっている」感覚を覚える。それは連綿として甲賀で生きてきたという自己証明にもつながる。伝え繋がっていくには、土着の人々だけではなく(もちろん核にはなる存在だが)移住や一時住んでいた人らにも広く知ってもらい枠組み作りが必要だと思う。水口囃子も「このままでは衰退する」という危機感から全国で演奏や教室を開き、愛好家が増えた。広まった先の中にはオリジナルではなくずいぶんアレンジが加わってしまっている演奏者もあり、水口の地で正しく演奏し続けなければならないと感じる。</p> <p>地域に伝わる伝統芸能の研究、育成と発表の場が少ないことから、伝承が地域外にも(正確に)共有できるような仕組み作り、場の提供、指導者の育成、資金面などの補助など取り組んでほしい。</p>	無	<p>この条例においては、基本方針の一つとして、「文化財等の文化資源を活用すること」を挙げております。また、市内在住者だけでなく、多様な形で本市に関わる方々との連携を図りながら進める必要があると考えております。</p> <p>また、文化財保護の関連分野と連携し、地域文化の正統な伝承と仕組みづくりにつながるよう進めてまいりたいと考えております。</p>
2	全体	<p>甲賀市文化芸術振興条例の制定に賛成です。甲賀市民だけでなく外国人等が文化芸術に触れる機会となる条例になるように期待しています。</p> <p>市民ホールの利活用について、みんなが使えるホールである事を願っています。</p>	無	<p>本市には多くの外国籍在住者がおられます。本市に関係する誰もが文化芸術に触れることの喜びが実感できるまちづくりを進めていきます。また、市民文化ホールが多様な文化芸術の創造の場としてさらにご利用いただけるよう運営してまいりたいと考えております。</p>

(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例 (骨子) について

1. 条例制定の趣旨

文化は市民社会の基盤となり、芸術は人々の心を豊かにし、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、しなやかな感性を育みます。

本市に暮らす人々、関わる人々、行き交う人々が文化や芸術にふれあい、自由に楽しみ、一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

2. 条例制定の背景

国では「文化芸術基本法」が平成 29 年に改正し、平成 30 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

その後、本市では、令和 2 年 3 月に「甲賀市文化のまちづくり計画【2次計画】」を策定し、計画的な文化芸術施策を進めておりましたが、市内それぞれの地域の伝統や歴史等を守り活かしつつ、新しい文化を生み育てるための文化芸術の振興方策の基本的な考えや市民および市の役割など、本市の文化芸術施策の基本となる事項を定めるための条例が必要であると判断しました。

3. 条例（骨子）の概要

（1）前文について

〔解説〕

条例の条項の前には、制定の背景や目指す姿を述べる前文を置くこととします。そして、文化や芸術について、その意義や役割を述べるとともに、100年に一度の世界的な感染症拡大の経験から学んだ、文化や芸術が身近にあることの大切さを謳います。

本市には伝統的な技法を継承するとともに、新しい技法が生み出される信楽焼をはじめとする伝統工芸や、寺社仏閣の伝統美が息づく一方で、アール・ブリュットのよように、まったく新しい創造性が評価され、変わらないものと新しいものが調和し、共存する特色があります。

また、本市は、各地域の特色や独自の文化が花開き、受け継がれてきたまちです。これまで、それぞれの地域で文化を受け継いできた先人に感謝し、未来に向けて、これからも私たち一人ひとりがその役割を果たしていかなければなりません。

この条例は、甲賀市在住の人ばかりではなく、甲賀市出身の人や、通勤または通学する人、甲賀市に訪れる人など、甲賀市と多様な形で関わりがある方々に向けて開かれているものとします。文化や芸術は、熱心に取り組む方々や職業とする方々だけのものではありません。日々の暮らしの中で誰もが享受すべき身近な存在であり、文化や芸術を媒介とし、人それぞれの個性や生き方が尊重される権利があることを宣言します。

前文（案）

甲賀市は、緑豊かな自然と歴史的風土に恵まれ、城下町や宿場町など交通の要衝として発達する中、多様な文化や芸術が生み出され、ふれあい、受け入れる土壌を育んできました。それは、先人によって、学びの場を維持しながら、多様な文化や芸術を創造し、享受される郷土愛が地域の中に脈々と根づいてきた証であります。

このように、文化は市民社会の基盤となり、芸術は生活に溶け込むことにより、人々の心を豊かにするとともに日々の暮らしに潤いを与え、しなやかな感性を育

みます。そして、文化や芸術があらゆる垣根を越えて、幼少の成長過程から生涯にわたり学ぶ喜びを享受し、一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

(2) 目的について

〔解説〕

本条例は、上位法となる文化芸術基本法および障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の規定に基づき制定するものであり、文化や芸術に関する施策を推進する目的を明らかにし、そのための市の責務や市民等の役割も明らかにしていくことを規定するものとします。

(目的)

この条例は、次の法令に基づいて制定します。

- ①文化芸術基本法第4条の規定
- ②障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第5条の規定

また、この条例は、次の目的をもって制定します。

- ①甲賀市における文化や芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)について、市の責務及び市民等の役割を明らかにするため。
- ②文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に資するため。

(3) 基本理念について

〔解説〕

ここでは、文化芸術施策の基本となる考え方や進め方を明らかにします。

文化や芸術についての活動は、一人ひとり違いがあり、その違いを認め、自主性と創造性が尊重されなければならない、その活動に対する支援の必要性を述べます。

また、にぎわいのあるまちづくりを推進し、開かれたまちにしていくこと、さらには、次の時代を担う市民を育て、継承していくことの重要性を基本理念とします。

(基本理念)

文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とします。

- ①文化や芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その活動を支援すること。
- ②多様な文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活に溶け込んだ活気あるものとし、にぎわいのあるまちづくりを推進すること。
- ③文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携と協働により、文化や芸術を通じ人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること。
- ④文化や芸術を楽しみ大切に作る気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること。

(4) 基本方針について

〔解説〕

ここでは、基本理念に掲げた内容を実現するための基本的な方針を規定するものとします。

(基本方針)

市及び市民等は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、文化芸術施策を計画的かつ主体的に推進します。

- ①一人ひとりの自主性、主体性、創造性を尊重し、誰もが文化芸術にふれる機会の創出と情報発信
- ②未来の文化芸術を創造する子どもたちを育て、後継者や担い手を育成
- ③文化財等の文化資源を活用し、潜在的価値を掘り起こしたまちづくりを推進
- ④施設の整備、今ある場所を有効活用
- ⑤文化芸術活動の実践を通じて、地域課題の解決に向けてまちづくりに活かす

(5) 市の責務について

〔解説〕

市は、文化や芸術を推進するためのプラットフォームとして機能する役割を担い、そのための政策を策定し、計画的に推進することや、財政上の措置を講じる責務があることを明記します。また、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の各関連分野の施策とつながり、誰もが共感し、共有できる文化や芸術に関わる多様な情報について発信することを規定します。

(市の責務)

- ① 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化芸術施策を策定し、計画的に推進します。
- ② 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化や芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、関連分野における施策との有機的な連携を図り、その情報を発信します。
- ③ 市は、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

(6) 市民の権利と役割について

〔解説〕

文化や芸術を創造することは、誰もが享受する権利であることを明記します。また、文化や芸術について、誰もが次世代への担い手であり、市民はお互い協力しながら、その権利を守り、継承することを述べます。

(市民の権利と役割)

市民は、自らが文化や芸術を創造し、及び享受する権利を有しており、本条例に規定する基本理念を理解し、文化や芸術の担い手として、相互に連携しつつ、その継承に努めるものとします。

(7) 文化芸術団体、学校等、事業者の役割、関係者相互の連携及び協働について

〔解説〕

文化芸術団体、学校等、事業者それぞれの役割を明記します。

文化芸術の活動を行う文化芸術団体は、団体の活動を活発に実践するのみならず、広く普及し継承していくための役割があることを述べます。

学校等は、感受性が豊かな年代の青少年が文化芸術に触れる機会をつくり、創造力を養い、人を育てていく役割があることとします。

事業者は、文化芸術を通じて地域に貢献していただく役割と、文化芸術を支援する役割があることとします。

また、これら関係者は、それぞれの役割を果たすだけでなく、お互いに連携を図りながら、協働により役割を果たしていくことを述べます。

(文化芸術団体の役割)

- ① 文化芸術団体は、自らが行う創造的な文化芸術活動に誇りを持ち、充実を図るとともに、文化や芸術の継承と発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。
- ② 文化芸術団体は、相互に協力し、市民の文化芸術活動の推進に努めるものとします。

(学校等の役割)

- ① 学校等は、自主的かつ主体的に、次代の担い手となる子ども、青少年の文化芸術活動を支援するものとします。
- ② 学校等は、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものとします。

(事業者の役割)

事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動の支援に努めるものとします。

(関係者相互の連携及び協働)

市、市民、地域、文化芸術団体、学校等、事業者その他文化芸術に関する施策に関係する者は、相互に連携を図りながら協働し、施策を推進するよう努めるものとします。

(8) 文化芸術施策の推進に関する計画の策定について

〔解説〕

本条例に基づいて実効性が確かなものとなる計画の策定について規定します。この計画とは、「甲賀市文化のまちづくり計画」のことを指します。

また、この計画を作成するに当たって、附属機関の「甲賀市文化のまちづくり審議会」に意見を聴くこととします。

(文化芸術施策の推進に関する計画の策定)

市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定します。

前項の計画の策定に当たっては、次条に規定する甲賀市文化のまちづくり審議会に諮るとともに、市民の意見を聴きます。

(9) 甲賀市文化のまちづくり審議会の設置について

〔解説〕

附属機関である「甲賀市文化のまちづくり審議会」について役割、定員、任期、審議会に関する必要な事項は教育委員会規則で定めることを規定します。

(甲賀市文化のまちづくり審議会の設置)

文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第 37 条の規定に基づき、甲賀市文化のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調査審議し、答申します。

審議会は、文化芸術施策の推進に関し必要と認める事項について、教育委員会に意見を述べるができるものとします。

審議会は、教育委員会が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織します。

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとします。

議案第 85 号

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 85 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

解嘱日：令和 6 年 9 月 30 日

	氏名	委員の構成	備考
1	柴田 安子	区及び自治会長の推薦	新治区
2	中島 よし子	区及び自治会長の推薦	新治区

○甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。

議案第 86 号

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 86 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	土田 恵子	区及び自治会長の推薦	新治区

○甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。